

○うるま市保育所等食材料費負担軽減事業給付金給付要綱

令和4年10月26日

告示第254号

(趣旨)

第1条 この告示は、保育所等食材料費負担軽減事業補助金交付要綱（令和4年10月13日制定。以下「県要綱」という。）に基づき、物価高騰等の影響を受けている保育所等に対し、予算の範囲内においてうるま市保育所等食材料費負担軽減事業給付金（以下「給付金」という。）を給付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、保育所等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 私立保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条において「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であって、法第35条第4項の規定により設置されている保育所をいう。
- (2) 私立認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園で、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する施設をいう。
- (3) 私立小規模保育所、私立事業内保育所 法第6条の3第10項及び同条第12項に規定する事業を実施し、法第34条の15第2項の規定により設置されている施設をいう。
- (4) 認可外保育施設 法第59条の2第1項の規定により届出が行われた施設（法第6条の3第11項に規定する事業を目的とする施設及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育を実施する施設を除く。）をいう。
- (5) 放課後児童クラブ 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設をいう。

(給付の目的)

第3条 この給付金は、物価高騰等に直面する中、保護者負担を増やすことなく、保育所等において従来の栄養バランスや量を保った給食等が提供されることを目的とす

る。

(給付の対象)

第4条 給付金の交付対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす保育所等とする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 原油価格・物価高騰等、経済環境の変化の影響をうけていること。
- (3) 給付金の交付決定年度に保護者から徴収する給食費（放課後児童クラブにおいては、おやつ等の費用とする。以下同じ。）の値上げを実施している場合は、既に徴収した値上げ相当額を徴収予定の給食費から控除し、減額する等の負担軽減措置を保護者に対して講じ、値上げ前と同様の負担とすること。

(給付金の算定方法)

第5条 給付金の額は、別表第1欄に掲げる施設の区分ごとに、同表第2欄に定める基準額とする。

2 前項において算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(給付金の申請)

第6条 保育所等が給付金の交付を受けようとするときは、給付金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 保護者から徴収する給食費（おやつ等の費用を含む。）の額を確認できる書類（申請年度分）
 - (2) 在籍（登録）児童数（申請年度に属する年度の4月1日時点）を確認できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の給付金の申請をするに当たって、当該給付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して給付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 給付金の申請期限は、申請年度に属する年度の1月末日までとする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(給付金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、給付金の交付決定を行い、給付金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を給付金の申請をした保育所等に通知しなければならない。

(給付金の請求)

第8条 第7条第1項の給付金交付決定通知書を受理した保育所等は、うるま市保育所等食材料費負担軽減事業給付金請求書（様式第3号）により、給付金を市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) 給付金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 法令又はこの告示に基づく市長の決定に違反したとき。
- (4) 特に市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、給付金を交付した後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(給付金の経理)

第10条 給付金の交付を受けた保育所等は、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに給付事業を完了した日の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、給付金に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年8月25日告示第183号）

この告示は、令和5年8月25日から施行し、この告示による改正後のうるま市保育所等食材料費負担軽減事業給付金給付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年12月12日告示第251号）

この告示は、令和6年12月12日から施行し、この告示による改正後のうるま市保育所等食材料費負担軽減事業給付金給付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年12月11日告示第234号）

この告示は、令和7年12月11日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

第1欄 (施設)	第2欄 (基準額)	第3欄 (対象経費)
私立保育所、私立認定こども園、私立小規模保育所、私立事業所内保育所、認可外保育施設	次のとおり算定された額の合計 $64\text{円} \times \text{給食提供児童数 (申請年度に属する年度の4月1日時点) } \times \text{申請年度における給食提供日数 (見込)}$	申請年度における入所児童へ提供する給食に係る食材料費 ※他の補助金等の補助対象となるものを除くものとする。
放課後児童クラブ	次のとおり算定された額の合計 $17\text{円} \times \text{登録児童数 (申請年度に属する年度の4月1日時点) } \times \text{申請年度におけるおやつ等提供日数 (見込)}$	申請年度における登録児童へ提供するおやつ等に係る食材料費 ※他の補助金等の補助対象となるものを除くものとする。

備考 この表第2欄に規定する給食提供児童数又は登録児童数について事情等がある場合は、適切な在籍児童数を計上することができる月の1日時点とすることができます。